

厚木市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)に定めるもののほか、特定教育・保育等に要する費用の額(以下「公定価格」という。)の基本加算部分、加減調整部分、乗除調整部分及び特定加算部分(以下「各種加算等」という。)の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(各種加算等の認定の要件)

第2条 各種加算等の認定の要件は、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号通知。以下「留意事項」という。)に定めるところによる。

(各種加算等の申請)

第3条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項に定める特定教育・保育施設の設置者及び法第29条第1項に定める特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設設置者等」という。)が、各種加算等の認定を受けようとするときは、市長が定める日までに、公定価格各種加算等申請書に各種加算等の認定に必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(各種加算等の認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、公定価格各種加算等認定通知書により特定教育・保育施設設置者等に通知するものとする。

(処遇改善等加算の適用)

第5条 処遇改善等加算Ⅰ加算率及び処遇改善等加算Ⅱ算定対象人数(以下「加算率等」という。)は、神奈川県知事が認定するまでの間、前年度に認定された加算率等を適用するものとする。ただし、新たに加算の適用を受けようとする施設又は事業者にあつては、加算率等の算定に必要な資料を市長に提出し、これにより算出した加算率等を適用するものとする。

(状況報告)

第6条 第4条の規定により認定を受けた特定教育・保育施設設置者等は、各月初日及び月途中に入所し、又は退所した教育・保育給付認定子どもの数並びに各月初日の職員の配置状況について、市長に報告しなければならない。

(各種加算等の変更に係る申請等)

第7条 市長は、前条の報告を受け、第3条の申請の内容に変更が生じたとき又は特定教育・保育施設設置者等が利用定員を変更したときは、各種加算等の認定を変更することができるものとする。

2 特定教育・保育施設設置者等が各種加算等の認定を変更する場合は、前項

の場合を除き、公定価格各種加算等変更申請書に必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(各種加算等の認定の変更)

第8条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、公定価格加算等変更認定通知書により、特定教育・保育施設設置者等に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 次に掲げる加算の認定を受けた特定教育・保育施設設置者等は、年度終了後速やかに、実績報告書に必要な資料を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 施設機能強化推進費加算
- (2) 高齢者等活躍促進加算
- (3) 休日保育加算
- (4) チーム保育推進加算
- (5) 処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱ

(各種加算等の認定の取消し)

第10条 市長は、法第14条第1項、第38条第1項及び第50条第1項の規定による検査等により、特定教育・保育施設設置者等が虚偽又は不正の手段により加算の認定を受けていることが認められた場合には、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、公定価格加算等認定取消通知書により、特定教育・保育施設設置者等に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。